

平成28年度事業計画

はじめに

平成28年度は、引き続き法人の理念・行動規範を共有し、職員が互いに思いやり支え合う職場づくりを進め、積極的な研修と自己研鑽に努め、より質の高い利用者への支援に努めていきます。

また、昨年度からの「中長期計画」に基づく課題の進捗や新たな課題を踏まえて引き続き取り組みを進め、一つひとつの課題の着実な実施に努めていきます。

1. ホームの新設に向けた取り組み

平成27年度は、借地による建設の話がまとまり定期借地権設定契約を整えることができました。また、補助金申請手続きを終了しました。

平成28年度は、土地活用のための借地権設定登記、土地調査、入札の諸手続き、福祉医療機構への借入金申請、倉庫等の撤去及び建設工事の進行管理など建設の具体的な業務を進めます。また、一方では、保護者会と情報共有を図り、入居条件の明示及び入居者の選定、支援方針の確立や人員配置の計画を進めます。地主さん始め地域団体、各関係者のご尽力をいただきながら取り組みを進めます。

また、ホームの一元化による制度改定などへの対応を引き続き図っていきます。

2. 千種区障害者基幹相談支援センターの運営と地域活動支援事業の取り組み

昨年度は、概ね「中長期計画」に沿った物件の賃貸契約ができ、住民の皆さま、地域役員の皆さまのご理解とご尽力により、地下鉄池下駅近くに基幹センターと地活の拠点づくりを進めることができました。12月には基幹センターの移転も無事終了し、地活の審査会応募、補助金・事業指定など諸申請事務を進めるとともに、地活の活動室のレイアウトを始め必要な備品を整え、プログラム等を作成し利用者への声掛けなど、地活の4月開設に向けて準備を進めています。

平成28年度は、4月の地活開設と基幹相談支援センターとの一体的な連携を図り、併設事業所双方の円滑な運営に努めていきます。

3. うえのホームのスプリンクラー設備の設置

消防法施行令の改正により平成30年3月31日までにグループホームへのスプリンクラーの設置が義務になったことを受けて、適正な対応を図ります。

4. 安定経営の維持と労働環境改善及び福祉サービスの質の向上

職員の研修の充実・人材育成、労働環境の改善に向け取り組み、職員が働きがいを持って力を発揮できるよう努めていきます。

また、ホームページでの情報発信の充実に努め、地域での法人事業の理解促進を図っていきます。さらには、一層地域のニーズに応える事業展開をめざし、中長期計画の必要な見直しも視野に、地域のニーズに応えつつ安定した経営を維持することに努めます。

I うえの授産所・生活介護事業

1. 常時介護が必要な知的障害者であって、障害程度区分3以上又は年齢が50歳以上で障害程度区分2以上である者に対して、次のサービスを提供する。
 - ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
 - ② 受託作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供―割箸の袋詰め、チラシビニール袋入れ等、検査キット入れ
 - ③ ①②のサービスを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的としての介護等
2. 支援にあたっては、利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場になってサービス・見守りの提供に努める。
3. 地域に開かれた施設の運営
施設の重要性を高め、地域・社会との交流を図るためボランティア、実習、体験学習及び施設見学や研修等を積極的に受け入れるとともに交流行事を実施するなど地域や社会に開かれた施設づくりを目指す。
4. 利用率の向上を図る取組み
 - ① 利用者定員 25名（現在は27名）
 - ・定員利用者の支援の充実を図り利用率向上をめざして運営する。
 - ・受け入れに当たっては職員の意見を聞き職員体制を十分配慮する。
 - ② サービス提供時間の「時間外支援」及び「特別支援」の実施
 - ・有料（1時間1,000円）とし、利用者・家族のニーズに可能な限り対応。
5. 職員（サービス提供職員）の設置基準（障害者総合支援法に基づく基準の遵守）
 - ・管理者 1名 ・サービス管理責任者 1名
 - ・医師 1名 ・看護職員 1名 ・生活支援員 5名以上
 - ・事務員 2名
6. 営業日と営業時間及び運営基準
 - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日と12月29日から12月31日及び1月2日から1月5日までは休日とする。
 - ② 営業時間 9：00～16：00
 - ③ 運営基準
 - ・利用者の心身の状況や意向を踏まえた生産活動の実施
 - ・工賃の支払や方法等の明確化
7. 主な行事予定
 - 4月 花見
 - 6月 ワイワイ運動会（外部6施設合同 東スポーツセンター）
 - 7月 地域交流行事（セミナー・交流・レクリエーション）
 - 10月 社会見学旅行（日帰り）
 - 12月 クリスマス会

[随時] (余暇)

ガーデニング、お菓子づくり、粘土細工、ボーリング、カラオケ、買い物体験、乗り物外出など

[定例]

利用者の会	毎日 (朝の会、帰りの会)
保護者会	毎月 1 回 (第 1 火曜日午後)
避難訓練	年 4 回 (地震及び火災を想定)
健康管理	健康診断—レントゲン検査(年 1 回)、血液検査(年 2 回) 身体測定(毎月)—体重測定、メタボ測定

II うえの授産所・就労継続支援B型事業

1. 個別支援計画に基づき、一般企業などでの就労(就職)が困難である者に対して、次のサービスを提供する。
 - ① 就労の機会や生産活動の機会の提供をする。(雇用契約は締結しない)
陶芸、手織り作業、箱の組立て
 - ② ①を通じて、知識・能力が高まった者について、就労(就職)への移行に向けた支援を行う。
2. 支援にあたっては、利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場になってサービスの提供に努める。
3. 地域に開かれた施設の運営
施設の重要性を高め、地域・社会との交流を図るためボランティア、実習、体験学習及び施設見学や研修等を積極的に受け入れるとともに交流行事を実施するなど地域や社会に開かれた施設づくりを目指す。
4. 利用率の向上を図る取組み
 - ① 利用者定員 15名 (現在は15名)
 - ・定員の充足と定員利用者の支援の充実を図り利用率向上をめざして運営する。
サービス提供時間の「時間外支援」及び「特別支援」の実施
 - ・有料(1時間1,000円)とし、利用者・家族のニーズに可能な限り対応。
5. 職員(サービス提供職員)の設置基準(障害者自立支援法に基づく基準の遵守)
 - ・管理者 1名 ・サービス管理責任者 1名
 - ・職業指導員 1名以上 ・生活支援員 2名以上
 - ・事務員 2名
6. 営業日と営業時間及び運営基準
 - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日と12月29日から12月31日及び1月2日から1月5日までは休日とする。
 - ② 営業時間 9:00~16:00

- ③ 運営基準 ・生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に工賃として支払う。
- ・平均工賃は、月額3,000円程度の水準を上回る。

7. 主な行事予定

- 4月 花見
- 6月 ワイワイ運動会 (外部6施設合同 東スポーツセンター)
- 7月 地域交流行事 (セミナー・交流・レクリエーション)
- 10月 社会見学旅行 (日帰り)
- 12月 クリスマス会

[随時] (余暇)

ボーリング、カラオケ、料理体験、買い物体験など

[定例]

- 利用者の会 毎日 (朝の会、帰りの会)
- 保護者会 毎月1回 (第1火曜日午後)
- 避難訓練 年4回 (地震及び火災を想定)
- 健康管理 健康診断—レントゲン検査(年1回)、血液検査(年2回)
身体測定(毎月)—体重測定、メタボ測定

III グループホーム事業

1. 平成4年4月、知的障害者の生活の場として4名のうへのホームを開設、続いて平成17年4月、4名のうへのホーム「さくら」を開設、その後、平成19年9月、うへのホームを6名に増員して利用者を10名とした。
2. 平成18年10月、障害者自立支援法に基づくケアホーム・グループホームとなり、平成22年度には事業運営の統合を図った。また、平成26年度からは、ケアホームがグループホームに一元化され今日に至っている。
3. 入居した利用者が、地域の中で安心して生活ができるように、自立を目指す地域生活の場として支援する。また、緊急一時入居のニーズには可能な限り対応する。
4. 中長期計画に基づく新ホーム建設に向けては、これまでのホーム運営や支援の経験を活かせるよう積極的に取り組んでいく。

IV 障害者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター事業

基幹相談支援センターとして3年目を迎える中で、さらに相談技術の向上に努め、地域活動支援センターとともに千種区の相談支援の幅を広げ、障がい者の地域生活支援の充実を図る。

1. 障害者基幹相談支援センター

- (1) 総合相談の実施

身体・知的・精神・発達・難病などそれぞれの障がい特性を踏まえたうえで、相談者一人一人に必要な支援につなげていく。

ア 困難事例への対応と事例検討会の実施

イ サービス調整会議、ケア会議の開催

ウ サービス等利用計画の作成

エ 地域移行支援・地域定着支援への対応

(2) 地域環境づくりによるネットワークの構築

区自立支援連絡協議会の運営により、障がい者が地域で生活するうえで必要な社会資源等が、障害者のため有効・適切に機能するように関係者、関係機関、事業所等と連絡調整を図り、連携・協働関係づくりを推進する。

ア 全体会、運営会議、定例会、専門部会の開催

イ 障がい者理解のための啓発活動の実施（映面上映会の開催など）

ウ 関係者向けの研修会の実施

(3) 受託事業などの適切な実施

ア 障害支援区分等認定調査

イ 障害者賃貸住宅入居等サポート事業

ウ 障害者自立支援配食サービス事業

エ 障害者虐待相談支援事業

(4) その他

ア 視覚障害者料理教室の開催

イ ちくさダイナマイト会（知的障害者交流会）の開催

2. 地域活動支援センターたかみ

地域活動支援センターたかみの4月開所により、居場所の少ない利用者が気軽に立ち寄れる休息の場、仲間との交流の場を提供し、基幹相談支援センターとの一体的な運営により利用者の地域生活の一層の充実に取り組む。

(1) 直接処遇の取り組み

ア 創作的活動等の機会の提供に関する業務

イ 社会との交流の促進に関する業務

ウ 日常生活に必要な便宜を供与する業務

(2) 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整業務

(3) 普及啓発事業

ア 地域ボランティアの育成業務

イ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業